

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から45年3月までの期間、47年7月から48年12月までの期間及び49年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から45年3月まで
② 昭和47年7月から48年12月まで
③ 昭和49年1月から54年3月まで

昭和43年5月から45年3月までの期間及び47年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料納付記録について、「国民年金保険料納付照会申出書」を提出したところ、納付事実が確認できない旨の回答であった。43年当時は、Aにある店舗兼住宅である美容室で、叔母と同居して働いていた。Aにある役所で、私の父親が国民年金の加入手続及び毎月の保険料を納付していた。また、結婚後は夫が保険料を納付していた。国民年金をやめた覚えもなく、家族と一緒に納付していたのに、私の保険料納付記録だけ未納、未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は、制度発足と同時に国民年金に加入し、保険料を完納していることから、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、毎月上京していた父親が保険料を納付しており、加入当初は一括納付したこともあったとしているところ、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月22日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であることから、納付意識の高い父親が保険料を納付しなかったのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は昭和 47 年 4 月 14 日に結婚したにもかかわらず、B 市役所の国民年金被保険者名簿では、同年 3 月 26 日に資格喪失し、同年 3 月から 48 年 12 月までは「喪失」の印が押印されていることが確認できる。一方、社会保険庁の記録により、申立人の所持する領収書から平成 15 年 10 月 1 日に、昭和 47 年 3 月から同年 6 月までの保険料が納付済みに訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理が不十分であったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する領収書により、当該期間は 3 か月ごとに区役所窓口で定例納付されていたものと認められることから、申立期間においても定期的に納付書が発行されていたものと推認できるとともに、申立人家族の生活状況に大きな変化が見られないことから、納付意識の高い父親が申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

3 申立期間③について、申立人は、昭和 49 年 3 月に C 区より B 市に転居し、申立人を含む家族の国民年金保険料を申立人の父親に代わり、申立人の夫が毎月納付していたとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、納付期日の判明する 60 年 4 月以降の保険料は夫婦同一日に納付されていたことが確認でき、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立人の保険料を納付していたとする夫は、昭和 49 年 4 月に国民年金に加入後、加入期間に未納はなく、かつ、平成 9 年 4 月以降は保険料を前納するなど、保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間は両親と同居し、両親も申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をほぼ納付していること、申立人家族に大きな生活状況の変化が見られないことを考慮すると、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の保険料について、申立人の分のみが納付されないのは不自然である。なお、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間については、夫も未納であるとともに、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月から 45 年 3 月までの期間、47 年 7 月から 48 年 12 月までの期間及び 49 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年11月まで
② 昭和38年4月から44年9月まで
③ 昭和51年9月
④ 昭和52年2月及び同年3月
⑤ 昭和52年11月から53年3月まで

昭和36年当時、市役所職員が来て「40年保険料を払わないと年金がもらえない。」と国民年金加入を指導され、夫とともに加入し保険料を納付していた。役所に加入手続に行き年金手帳を受け取った記憶はないが、継続して国民年金に加入し保険料を納付していたので、未納があるのは、納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、社会保険庁の記録において、申立期間は国民年金保険料の未納期間であるとともに、申立人の夫の加入記録は昭和52年11月に任意加入から強制加入への種別変更がされていることから、申立人は、同年11月に厚生年金保険から国民年金への加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に未納がなく、昭和54年度から59年度の保険料を前納しているなど、申立期間当時の保険料納付意識は比較的高かったものと考えられるとともに、申立人の夫は国民年金加入期間に未納がないことを考えると、厚生年金保険から国民年金への切替え手続を行った直後の5か月分の保険料を納付しなかったのは不自然である。

2 申立期間①、②、③及び④について、社会保険庁及び市の記録とも、申立

期間はいずれも未加入期間であり、保険料を納付できない。

また、昭和44年11月の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間①及び申立期間②の大半は時効により保険料を納付できないとともに、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

さらに、申立期間③及び④は、いずれも厚生年金保険と厚生年金保険の間の短期間であり、厚生年金保険から国民年金への切替え手続きが行われなかった可能性が高く、事実、社会保険庁の記録においても未加入期間とされているうえ、申立人の夫の加入記録において種別変更が行われた形跡も無い。

加えて申立期間①、②、③及び④について、納付に関する申立人の記憶があいまいであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで
20歳から国民年金に加入するのが義務と思い、また、将来のことを考え母が加入手続を行ってくれた。
母と一緒に毎月保険料を納付していたので、自分だけ未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人の母親も、申立期間を含む国民年金加入期間のすべてを納付済みであるなど家族の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月に資格取得日を37年3月23日として払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち38年1月から39年3月までの期間は過年度納付が可能であるため、納付意識が高く、過年度納付を行っていた母親が、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立期間当時に納付したとする保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年11月8日から33年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を32年11月8日に、資格喪失日に係る記録を33年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月から33年2月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間①については、私はA株式会社でトラック運転手として魚の運送をしていた。当時、同様にトラック運転手をしていた同僚には、当該事業所の厚生年金保険加入記録が存在しているので、自分の記録についても調査願いたい。

申立期間②については、B事業所で電器製品や貴金属の販売をしていた。在職していた証拠として、クレジット契約書等の写しを提出する。給与から税金や社会保険料等を控除されていたと記憶しているので、申立期間②が厚生年金保険加入期間であったか調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人と同様の業務に従事していたとされる同僚の証言から、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚には、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する上、他の同僚の記録を見ると、1か月という短期間であってもA株式会社における厚生年金保険被保険者としての記録が存在している者もいる。

さらに、申立人の証言による当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、

当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に入社する前に勤務していた事業所を退職後、すぐに同社に入社したとしていることから、前事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年11月8日から33年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和32年11月から33年1月までの標準報酬月額については、申立人と同じ仕事をし、32年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年11月から33年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、B事業所に係る商業登記簿謄本は無く、同事業所の存在を確認できないため、申立人の勤務実態を確認するための事業主への照会等の調査を行うことができず、また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、同僚への照会等の調査も行うことができない。

また、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人が雇用保険に加入した記録も無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社B事業所における資格取得日を昭和40年4月12日、資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月1日まで
昭和39年4月にB教習所に入所し、翌年の4月にB事業所に配属されました。同期で入社した同僚は申立期間に厚生年金の記録があるにもかかわらず、私の場合は未加入とされているので、調査をしてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人の人事記録から、申立人は申立期間においてA社B支社B事業所に勤務していたことが確認できることから、申立人と同時期に入社し、全く同じ経歴の同僚は申立期間において厚生年金保険被保険者として記録されている上、事業所は、申立人の勤務形態（試用員）であれば基本的には厚生年金保険に加入しているはずである旨を回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年1月まで

私は58歳で退職後、市役所から国民年金は60歳まで保険料の納付義務があるので納付するようとの通知が来たため、平成元年11月ころにA市B庁舎に行って60歳までの分の国民年金保険料、約18万数千円(19万円を渡し、おつりが来た)を窓口で一括して前納した。社会保険事務所では、60歳までの保険料全額を前納する制度はないと言われたが、そのような制度ならば市役所が前納を受けたことは詐欺に相当すると思う。過剰分である申立期間の保険料の返還を強く求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳までの国民年金保険料を平成元年11月ころにA市B庁舎で納付したとしているところ、社会保険庁及びA市の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月以降に払い出されたことが確認できる。

また、A市からは、同年11月ころは、被保険者が国民年金加入と同時に保険料の前納を希望した場合、社会保険庁告示に基づく前納可能期間であれば、当該期間分の手書きの納付書を発行し、収納していたとの回答があることから、退職を機に保険料を前納したとの申立てに不自然さはみられない。

しかし、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成元年11月時点において適用されていた社会保険庁告示において、保険料の前納が認められていたのは2年3月分までであり、申立に係る3年1月分までは認められていなかった。このため、申立期間のうち、2年4月から3年1月までの保険料については、制度上納付できなかったものと推認される。

なお、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、当該期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録は無いものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年12月まで

申立期間当時、有限会社A商店に住み込みで勤めており、20歳になる時に職場の上司から、国民健康保険と国民年金の保険料を天引きするからと言われた憶えがある。保険料は社長が納めていたはずである。給料明細には「国民年金」と書かれていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年2月から41年12月までの期間について、勤務先の有限会社A商店で国民年金に加入し、国民健康保険と併せて給料から保険料を天引きされていたとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び納付に直接関与しておらず、当時の事業主も他界していることから、国民年金の加入及び保険料納付状況が不明である。

また、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付したと考えられる事業主夫婦及び同僚2名のうち、事業主夫婦については加入記録が確認できず、同僚の1名については未納、他の同僚1名については申立期間の一部が未納となっているなど当該事業所が給料から保険料を天引きして納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月29日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人は特例納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から同年11月までの期間、39年7月から同年11月までの期間及び40年6月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から同年11月まで
② 昭和39年7月から同年11月まで
③ 昭和40年6月から同年11月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③について納付事実が確認できないとの回答をもらった。領収書等の証拠書類はないが、38年1月に国民年金の加入手続を済ませており、未納とは考えられない。当時は、地域の代表が保険料を集金しており、家族全員が保険料を払っていた。保険料を払わないと変人扱いされるくらいだった。実家の家族の国民年金保険料を納付していた実父が不在の時は、自分で納付組織の当番に納付していた記憶がある。未納期間があるのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は、既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月に払い出されたことが確認できることから、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できず、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人自身も特例納付した記憶はないとしているなど、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

昭和44年12月に婚姻し夫がA町役場に婚姻届を提出した際に、私の国民年金未加入が指摘されたので、夫が加入手続を行い20歳からの保険料を町役場で一括納付した。47年に未納の連絡があり、婚姻時に納付したと主張したが、納付記録がないと言われ、やむを得ず特例納付し領収証を保管している。二重払いだと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月の婚姻時に41年4月からの保険料をA町役場で一括納付したと申し立てているが、社会保険庁の記録では申立人の国民年金手帳記号番号は44年12月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、婚姻届提出後の昭和44年12月以降に町役場で保険料を納付したとしているところ、事実、社会保険庁の記録では、44年4月から同年12月までの保険料が納付されていることが確認できるが、町役場は、当時窓口においては過年度保険料を収納していなかったと回答している。

さらに、婚姻時に申立人の夫が申立人の20歳からの保険料をまとめて納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、氏名検索によってもほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに保険料を重複して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年12月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。国民年金の加入手続や保険料納付は母にまかせており、母が旧A町役場で加入手続を行ったものと思う。当時祖母が年金受給者だったこともあり、母が年金の重要性について話をしていた。家が農家をしていたので、10人組と称する納付組織で保険料を集金していたと思う。20歳から14か月も未納があるのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月23日に払い出されており、当時、時効にかからない40年1月から41年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できるものの、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できず、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人自身も保険料を特例納付した記憶はないとしているなど、他に保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの期間、39年3月、同年8月、40年11月から42年5月までの期間、44年10月から45年3月までの期間、46年5月から51年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年10月まで
② 昭和39年3月
③ 昭和39年8月
④ 昭和40年11月から42年5月まで
⑤ 昭和44年10月から45年3月まで
⑥ 昭和46年5月から51年3月まで
⑦ 昭和55年4月から56年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。子どもが大学へ進学したころは申請免除を受けた記憶があるが、その際に社会保険事務所で「30数万円を納めれば未納部分が納まる。」と言われ、実家の兄からお金を借りて納めた。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、子どもが大学へ進学したころ、国民年金保険料の免除申請を行い、その際に社会保険事務所から未納分の保険料の納付勧奨を受けたため、その後、実家の兄から30数万円を借りて保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録及び申立人の供述により、申立人が保険料を納付したのは昭和56年4月以降であることが推認でき、この時点では申立期間①から⑥は時効により納付できない。

また、申立期間⑦については、昭和56年4月時点において過年度納付が可能であるものの、申立人が納めたとする国民年金保険料額は申立期間に係る保

険料総額と大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人は、保険料の納付時期や納付状況の記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から44年3月まで

父の営むメリヤス工場でメリヤス編立工をしていた昭和41年10月ころ、当時同居していた父が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金の保険料は、亡妻が少ない収入の中から税金等を納めるのと一緒に無理して納めていたと記憶しているので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金加入手続を行ってくれたとする父親及び申立人の妻は既に亡くなっているため、国民年金の加入及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、妻が申立期間の保険料を納付していたとしているが、婚姻が申立期間中の昭和42年8月23日であること及び申立期間において妻は20歳前であり国民年金保険料の納付義務はなかったことなどから、申立内容は不自然である。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月27日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できないとともに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

加えて、申立人の妻が、申立期間に係る申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 3 月 25 日まで
脱退手当金は、請求も受給もしていないので調べてほしい。

会社退職時に事務担当者から勤務した期間に係る厚生年金について脱退手当金として請求するかどうか問われたが、「請求しない」とはっきり回答した。国民年金の加入手続きの際、役場担当者から脱退手当金受給の有無について尋ねられ、その時にこのことを説明したところ、「それは良かった」と言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の被保険者名簿に記載されている申立人と同時期に資格取得した脱退手当金の受給資格者 17 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は 8 名おり、受給した者は、当該事業所から退職時に脱退手当金制度についての説明があり、代理請求手続によって受給したと供述している。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 7 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
社会保険庁からの年金請求書類の通知を見たら、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことであった。

脱退手当金制度があることも知らず、結婚の為昭和 42 年 8 月末で退職し、10 月 14 日に結婚式を挙げ新婚旅行に行き 18 日に帰ってきて住民票を異動した。

脱退手当金は請求したことも受け取ったこともない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店における厚生年金保険被保険者のうち、脱退手当金の支給記録のある3人に確認したところ、3人全員が請求手続は自分自身で行ったと述べていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

しかし、申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月半後の昭和 42 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から32年3月31日まで
② 昭和35年9月1日から36年12月31日まで

A社の社長が交替した際に同社を退職したが、会社からは退職関係の手続き等についての説明は全くなかった。

当時は、脱退手当金について制度も知らず、請求したことも受け取ったこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和37年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年1月1日まで

A会(B会C支部)で厚生年金保険に加入していた期間について脱退手当金を受けた記憶はありません。

十数年前に同じA会に勤務していた実妹より、当時の女性職員は勤務年数が短く、納めていた保険料が何であるか理解している人が少なく、退職者の一時金が職場で「いいように使われていた」ことを聞き、社会保険事務所で領収書を見たいと言ったが一蹴された。一時金を支払ったと言っている社会保険事務所が領収書等支払いの証拠を提出すべきではないか。

第3 委員会の判断の理由

B会C支部における脱退手当金の受給資格者4名(申立人を除く)のうち、脱退手当金の支給記録のある1名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年6か月後に脱退手当金が支給決定されている。

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、上記の者と同様に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和23年7月23日に支給決定(昭和21年10月29日資格喪失後1年経過要件撤廃)されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落していたことが判明した。

私は、申立期間のうち昭和 40 年 10 月 1 日から同月 31 日、41 年 4 月 1 日から同月 30 日及び 41 年 10 月 1 日から同月 31 日までの期間は、履歴書に「家業農業に従事」と記載したが、A事業所が建設途上で非常に忙しいため、上司の命令でこれらの期間も休まず勤務するよう言われて、常勤職員と同様に勤務していた。給料明細書等の証拠は無いが、履歴書、臨時職員期間の勤務証明書及びB組合の資料があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の臨時職員期間に係るC事業所の勤務証明書、B組合D支部長の回答及び元同僚等の証言から、申立人が申立期間においてA事業所(現、C事業所)に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同時に日々雇用職員から臨時的任用職員になり、その後も同時に正職員に採用された元同僚2名は、申立人と同様に日々雇用職員として勤務した期間については厚生年金保険の被保険者とはなっていない上、日々雇用職員として勤務した期間について、給与から保険料控除されたか否かは記憶にないと回答している。

また、社会保険事務所の記録において、申立期間に係る健康保険被保険者証の番号の欠落は認められない。

さらに、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確

認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年から50年まで

私は、昭和48年から2年間、A社に勤務していた。この期間について厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を得たが、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人提出の在籍証明書から、申立人が同社に、昭和49年5月から同年11月までの期間勤務していたことは確認できる。

しかし、同社での雇用保険被保険者記録は無く、同僚の証言からも、上記の在籍証明書における期間を除く申立期間の勤務実態を推認することはできない。

また、当時の同僚からは、営業職員は入社から3か月間程度の見習い期間があり、厚生年金保険の適用については難しかったとの証言があるところ、事実、同僚3名はいずれも入社日から1年以上経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。